

広島市告示（安芸区）第 17 号

令和 7 年 3 月 3 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 3 日から同月 17 日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	安芸 1 区 79 号線	安芸区中野二丁目 405 番地 3 地先から 安芸区中野二丁目 383 番地 2 地先まで	令和 7 年 3 月 3 日